

## 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

- (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき  
保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。  
学校から保護者あて緊急メールまたは電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。
- (2) 全ての通信手段が途絶し、連絡できないとき  
学校に児童生徒等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。  
「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。  
なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

## 3 引き渡し場所

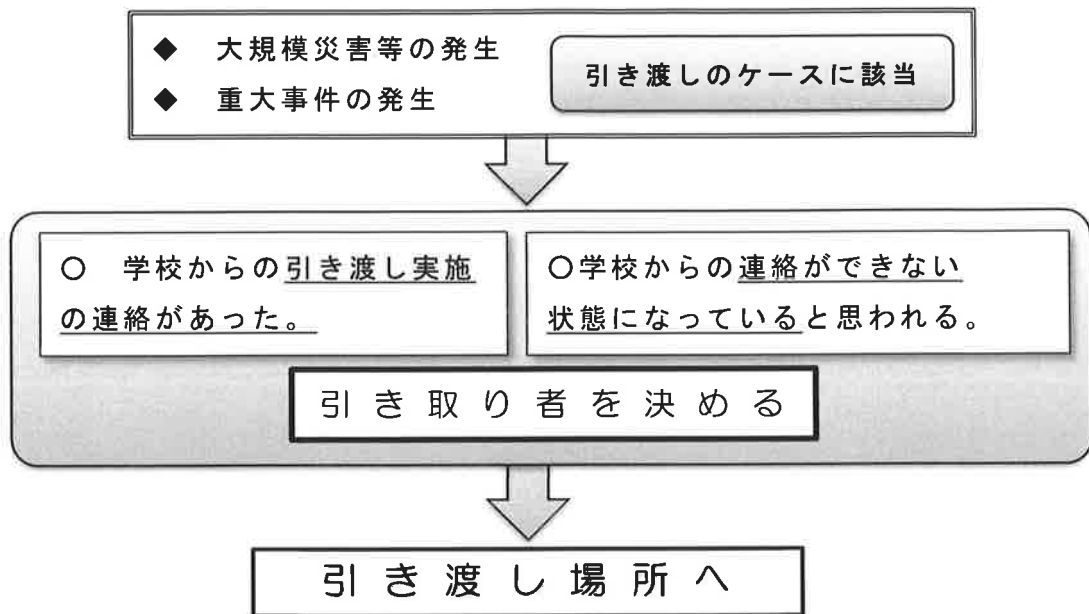
- (1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき  
原則、学校（各学級の教室）を引き渡し場所とします。
- (2) 不審者が学校に侵入し実害が出たとき、あるいは近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき  
原則、学校（各学級の教室あるいは体育館）を引き渡し場所とします。  
児童生徒等の心理的動揺等により、学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

## 4 「緊急時引き渡しカード」との照合

円滑かつ安全な引き渡しのために、引き渡しカード（別紙1）と照合して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

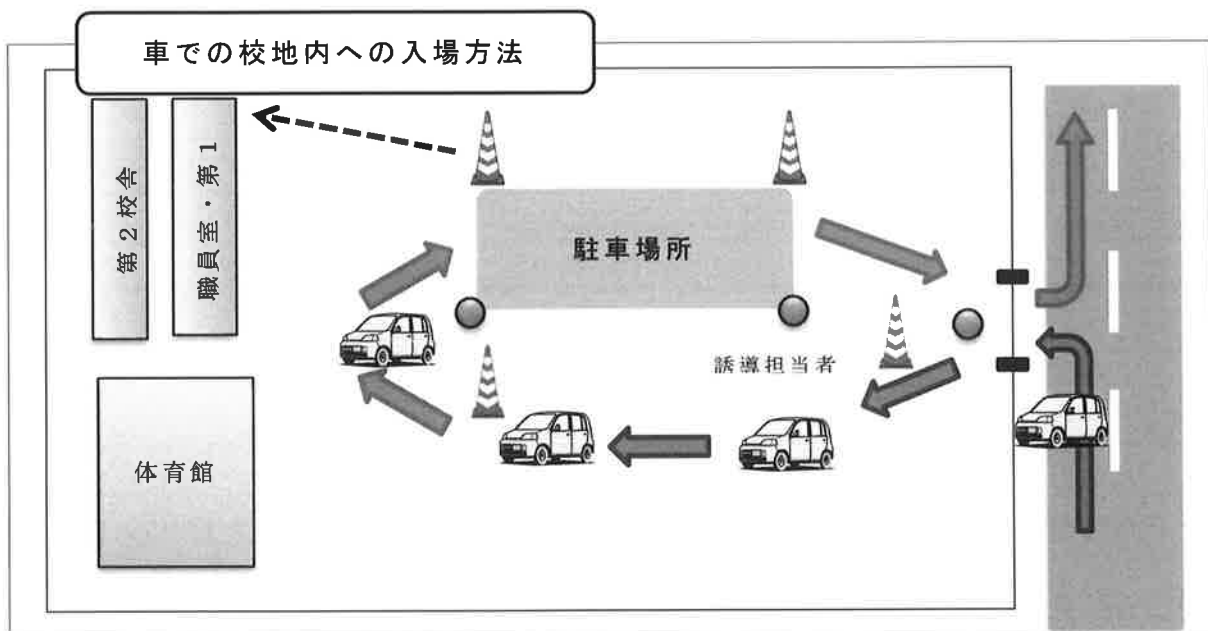
- ・引き取りに来る人（引き取り登録者）を決めて、「引き渡しカード」に記入してください。
- ・引き取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
- ・引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ3番までの引き取り登録者を記入してください。
- ・保護者以外の引き取り者は、その引き取り者が誰であるか、お子さんが確認できる人をお願いします。
- ・「引き渡しカード」の提示ができなくても、生徒自身による引き渡し相手の確認ができれば引き渡します。
- ・「引き渡しカード」への記載者以外の方についても、生徒の受け取りを可能とします。ただし、その際には当該生徒の受け取りを依頼した保護者等と受け取りを依頼された保護者等の双方から、学校に対して電話連絡等を行った場合に限ります。

## 5 引き渡しの手順



### (1) 受付

該当学級の教室の前に着順に一直線で並んでください。兄弟がいる場合、上の学年のお子さんを先に引き取ってください。



★正門の車の出入りは、左折のみで行うようお願いします。

### (2) 確認

学級担任に、「〇年〇組〇〇の（父、母など）です。」と教えてください。

### (3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を学級担任に伝えてください。

### (4) 次のお子さん【兄弟姉妹】の引き取り

上の学年のお子さんを連れて、次の学級の列に並び、同様の手順でお子さんを引き取ってください。

### ※お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。